

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する 課題と方針

第1節 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 第1期計画の成果と課題

本市は、第1期計画に基づき、歴史的風致形成建造物保存事業や建造物外観修景事業等の補助金制度による歴史的建造物の修理や非歴史的建造物の修景、史跡村上城跡整備事業による石垣や周辺利便施設の整備等のハード事業を行ってきた。また、ソフト事業では村上城跡を中心とした歴史遺構調査や、村上堆朱等の伝統工芸、産業を維持するための支援のほか、歴史的風致形成建造物のマップ作成、歴史的風致形成店舗認定制度の創設により歴史的風致の活動等をPRする取り組みを行ってきた。

これらの取り組みにより、歴史的建造物の保存と活用、良好な町並み景観の形成が図られたとともに、歴史的風致や町並み保存に対する意識の向上や認知度の向上、観光客等の増加につながっている。特に重点区域内の大町地区では老朽化したアーケードの撤去とともに建物の外観改修がなされたことで町並みが改善されている。

一方で、少子高齢化や人口減少の進行による歴史的建造物の維持や伝統行事等の継承に関わる担い手の減少、空き家や空地の増加等の課題が深刻化している。

また、第1期計画では未実施の道路美装化や無電柱化によるまちなか回遊性の向上の取り組み等も残されているほか、第1期計画の重点区域外においても、高齢化や担い手不足等の課題が深刻化しており、歴史的風致の活動の維持が難しい状況となってきている。

(2) 歴史的建造物に関する課題

当市には、中世以来の歴史を伝える歴史的建造物や遺構が数多く残っている。

出羽街道や浜通り、米沢街道、会津街道、三国街道中通りに宿場町や港町の町並みが残り、特に村上地域村上地区には、今も城下町時代の地割りがよく残っていると同時に、村上城跡や旧城下の武家町や町人町、寺町の町並みが現存し、歴史的な風情を感じることができる。

一方で、これらの歴史的建造物の多くは、老朽化による破損や劣化、耐震上の問題等を抱え修理や補修が必要な建造物が多いことから、伝統的な建築様式を継承せず、現代様式への建て替えが進行している。加えて居住者や所有者の高齢化も顕著であり、日常的な維持管理が困難な状況も見られる。

これらの要因として、所有者の生活スタイルの変化や価値観の多様化、伝統的な建築様式を継承していくための技術者の確保や材料の調達、修理や補修を行う難しさや経費負担の増大がある。

なお、文化財的に価値の高いものについては、文化財保護法や新潟県文化財保護条例、村上市文化財保護条例に基づく文化財指定等により、維持管理や修理等による保護が行われている状況であるが、当市にある膨大な歴史的建造物のごく一部であり、未指定で価値の高い建造物も多く、その分布状況や建造物の状態、価値等も含めて、十分に把握できていないものもある。

これらの建造物は、現代の生活様式の変化に伴い、住環境面からの住みづらさや駐車場確保の必要性等の問題とも合わせて、老朽化の進行による取り壊しや相続や転出等に伴う空き家化や空地化、これらにより町並みの喪失等も懸念されている。

また、第1期計画での補助事業等により歴史的建造物の保存に一定の成果は見られるものの、人口減少の一層の進行や歴史的建造物の保存に対する意識醸成が不十分なことにより、空き家化や現代様式に建て替えられる歴史的建造物も少なくない。

また、これらの歴史的建造物を保存していく上で、町人町をはじめとした歴史的建造物等の木造建築物が連坦、密集している地区では、一度火災が発生すると大規模火災に発展する可能性があり、これらに対する防火対策は十分とはいえない状況である。



図 荒廃した武家住宅



図 現代様式の建造物への建て替えイメージ

(3) 歴史的建造物の周辺環境に関する課題

当市では、平成12年(2000)に旧村上城下の武家町を対象に歴史的景観の保全を目的とした「村上市歴史的景観保全条例」(平成26年(2014)4月の村上市景観条例の施行に伴い廃止)を制定し、平成26年(2014)には村上市全域を対象に景観計画を策定し、特に重点地区8地区を中心に歴史的町並み景観の保全に取り組んでいる。

また、町人町や寺町では、市民による「むらかみ町屋再生プロジェクト」や「黒塀プロジェクト」等の取り組みにより歴史的建造物を中心とした一体的な環境の保全や形成に取り組んでいる。

一方で、これらの町並みには、歴史的風致を損なうような建造物や工作物も多数存在している。市街地に張り巡らされた電線や電柱は、良好な町並み景観を損なうだけでなく、来訪者等の歩行の妨げにもなり、伝統的な祭事を行う際に支障をきたしている。

加えて、経年による建造物の老朽化や喪失、空地化等もあり、町並みとしての一体性が失われ、歴史的環境としての魅力が十分とはいえない。

また、村上城下には、古くからの地割が残り、歴史的な風情を醸し出している一方で、狭隘な道へ自動車が流入することにより、歩行者が危険にさらされることや災害時の危険性等も有している。

このほか、近年の「町屋の人形さま巡り」をはじめとした様々な取り組みの効果により、多くの観光客が訪れている一方で、核となるような歴史的建造物や施設が点在し、また、村上城跡と旧城下の武家町、町人町の区域が広く距離が離れており、城下町全体を回遊するようなルート設定や仕掛けの不足等、移動環境についても課題を抱えている。

また、観光客等の来街者が多い城下町エリアだけでなく、城下町の外のエリアに誘導するような回遊性の向上に向けた取り組みについても不十分である。



図 歴史的町並みを阻害する電柱・電線



図 おしゃぎり屋台と電柱



図 町家の隣接地の空地

(4) 歴史的な営みや活動に関する課題

当市には、長い歴史の中で培われ、受け継がれてきた伝統的な民俗芸能や伝統行事のほか、当市特有の地勢や自然環境等によって培われてきた伝統工芸等の伝統産業が数多く残っている。

これらの伝統的な活動や営みは、長い年月を経て地域の誇りや魅力となっており、今後も引き継いでいかなければならない当市の大切な資産であり、財産でもある。

一方で、当市の人口は、昭和30年(1955)以降一貫して減少傾向にあり、今後も減少していく見通しとなっており、そうした現象に伴う担い手の不足が大きな課題となっている。

加えて、核家族化や就業形態の変化等により、人と人のつながりや地域コミュニティの希薄化等も顕著になっている。村上まつりをはじめとした伝統的な祭礼や行事、活動への参加者も年々減少傾向にある。中にはこれまで通りの活動を継続していくことが困難となり、活動形態の転換や縮小等、継続が危ぶまれている活動もある。



図 担い手確保が困難な集落の伝統行事 (大栗田のアマメハギ)

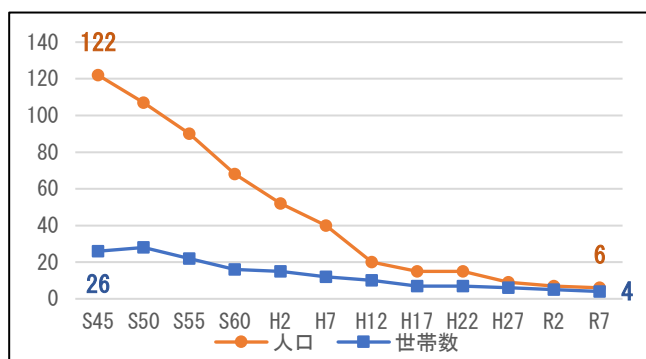


図 大栗田集落の人口・世帯数の推移

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

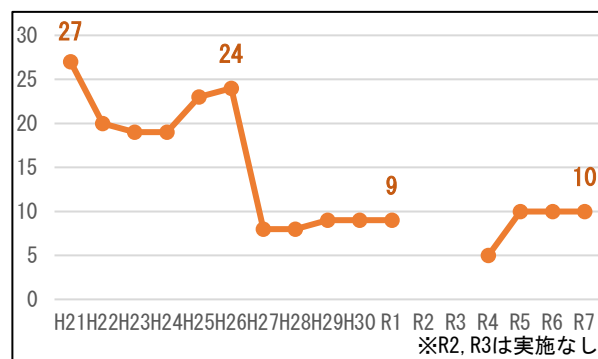


図 居繰り網漁従事者数の推移

資料：三面川鮭産漁業協同組合

また、当市の歴史を語る上で重要な鮭文化やお茶、漆等に代表される伝統産業についても、産業の近代化等に伴う需要の減少や後継者不足等の課題を抱えており、技術の継承が危ぶまれている状況でもある。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大を背景に、伝統行事の活動停滞や、伝統産業を生業とする事業者が来店者等の減少により疲弊している状況が続いた。

これらの活動や営みを今後とも継続、継承していくためには、地域住民の歴史や文化に対する理解や協力、伝統文化の継承に取り組む各種団体等に対する支援が不可欠であるが、十分とはいえない。伝統的な民俗芸能や伝統行事等においては、学校教育をはじめとした学習の機会や、伝統芸能や活動を披露する場、市民が活動を行っていくための環境が不足し、伝統工芸や伝統産業においては職人を育成する制度や活動を支援する補助金制度等が不足していると思われる。

第2節 上位計画及び関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置づけ

村上市歴史的風致維持向上計画は、上位計画である「村上市総合計画」に則し、「村上市都市計画マスタープラン」や「村上市景観計画」等の関連計画との整合、連携を図りながら、当市の歴史まちづくりに関する基本的な方針を示す計画として位置付ける。

また、本計画は歴史まちづくり法第5条の規定に基づく認定計画として、当市の歴史的風致の維持及び向上に関する必要な事項を定め、各種事業の推進に努める。

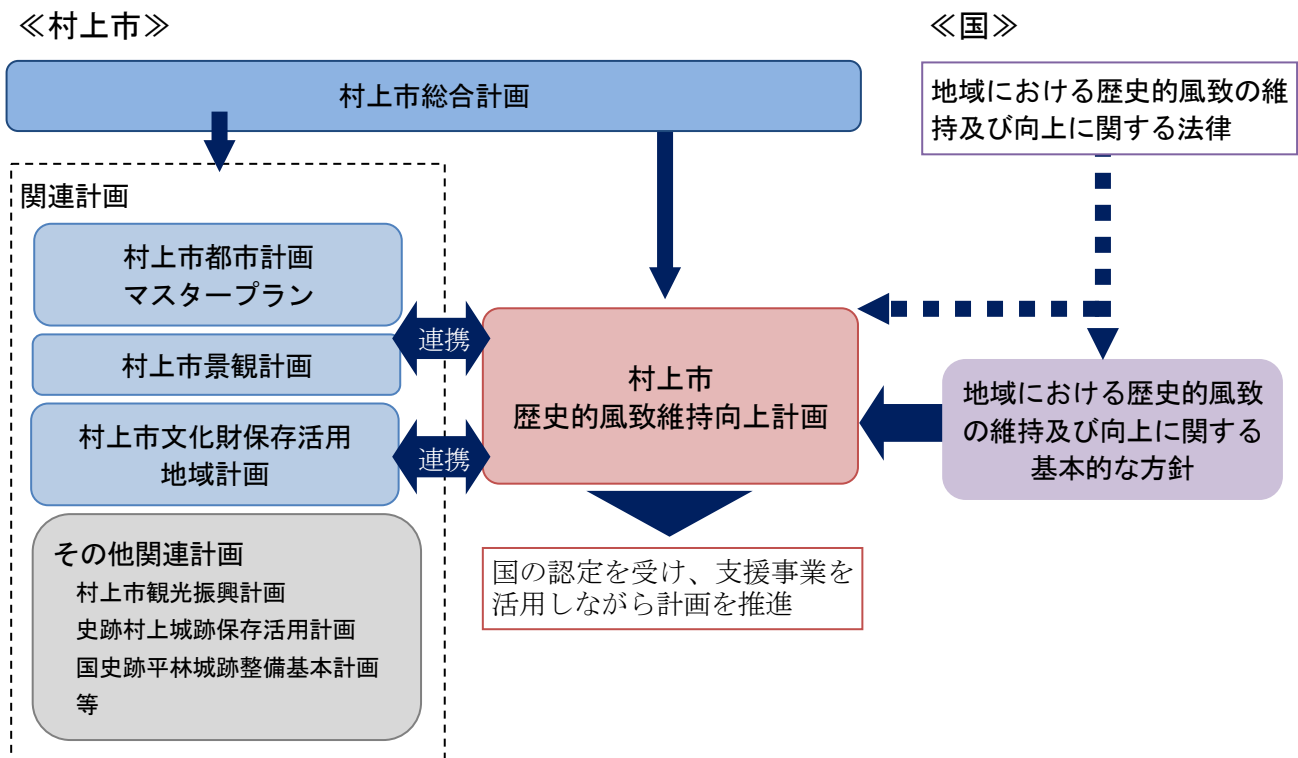


図 上位計画、関連計画と関係法令との位置づけ

(1) 第3次村上市総合計画（令和4年3月策定）

基本構想では、まちの将来像を「あふれる笑顔のまち村上」と定め、令和4年度から令和8年度の5年間の計画期間としている。

また、基本計画では、「歴史と伝統を守りながら、快適に暮らせるまちづくり」として、「歴史的風致維持向上計画や景観計画に基づき、魅力ある景観づくりを推進する」としている。また、「文化芸術に親しみ、歴史・文化財を守りつないでいくまちづくり」では、優れた文化芸術作品にふれあえる機会の充実や、文化財の保存活用を図るとともに、伝統芸能等を担う後継者や関係団体の支援、普及啓発に努めるとしている。



図 第3次村上市総合計画の構成と基本構想（概要）

■基本計画の体系

将来像	基本目標	政策分野
あふれる笑顔のまち 村上	1 子育てと健康のまち	1-1 子育て
		1-2 健康・医療
		1-3 高齢者福祉
		1-4 障がい者福祉
		1-5 地域福祉
	2 豊かで安心なまち	2-1 防災
		2-2 消防・救急
		2-3 防犯・交通安全
		2-4 環境・エネルギー
		2-5 生活衛生
		2-6 上下水道
		2-7 河川・海岸
		2-8 道路
		2-9 公共交通
		2-10 市街地・景観
		2-11 住環境
	3 魅力ある賑わいのまち	3-1 農業
		3-2 林業
		3-3 水産業
		3-4 商工業
		3-5 観光
		3-6 港
		3-7 就労・雇用
	4 人が輝く郷育のまち	4-1 学校教育
		4-2 生涯学習
4-3 文化芸術		
4-4 スポーツ		
5 多様性が広がるまち	5-1 共生社会	
	5-2 地域づくり	
	5-3 広報広聴	
	5-4 デジタル	
	5-5 行政運営	

2-10-1 歴史的風致維持向上計画及び景観計画に基づく事業の推進

- ・良好な景観維持に要する経費の負担軽減を図り、村上らしい歴史的景観の保全を図る
- ・歴史的風致維持向上計画及び景観計画の連携により、歴史的建造物等、景観保全上重要な資源の保存・活用を図る
- ・道路の無電柱化等により、景観に配慮した町並みづくりを推進
- ・歴史的活動の活性化や継承についての支援及び啓発を図る

※歴史的風致の維持向上に関連する項目を抜粋

4-3-1 文化芸術の振興

- ・市美術展覧会や市内外美術作品の展覧会を開催し、市民が身近な場所で文化芸術作品にふれあえる機会を創出するとともに、様々なジャンルの文化芸術作品を紹介する等、市民の創作活動意欲の向上を図る

4-3-2 文化財保護と伝承の推進

- ・市文化財補助金等による指定文化財所有者及び保存団体への支援を行う
- ・市内の無形民俗文化財を後世に引き継ぐため、保存修理事業を推進するとともに、発表機会の提供等を通じて後継者育成に対する支援を行う
- ・市内の文化財に関する情報発信や文化財にふれる機会の充実等により、市民の関心と保存への理解を深める

(2) 村上市都市計画マスタープラン（令和5年3月修正版）

村上市都市計画マスタープランは、目標年次を20年後の令和12年（2030）とし、社会経済情勢の変化に応じて柔軟に見直しを行うこととしている。

都市の将来像では、「村上版コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えに基づき、「市街地」と「集落」が連携しながら高齢者も含めた市民が便利で安心して暮らせるまちづくりを目指し、まちづくりの重点目標では、「歴史文化が薫る豊かな自然に満ちた快適な村上市」を掲げ、城下町等の歴史文化と豊かな自然環境を活用した心地よい生活空間をつくることを位置付けている。

また、全体構想の「歴史と自然景観・環境形成の方針」の中で、保全すべき都市景観として村上城下町や岩船市街地、北前船の寄港地であった海岸部の集落、旧出羽街道沿いの宿場町の景観等を位置付け、将来にわたって保全と活用を図り、景観価値として磨き上げていくとしている。

■まちづくりの重点目標

社会の潮流が大きく変化する中で、村上市が今後「魅力あるまち」として持続的に発展していくため、「若者定着」、「高齢安心」、「交流拡大」、「住み心地」、「安全豊か」、「市民協働」を6つのキーワードとし、重点目標を設定します。

若者定住	重点目標1. 若者が活きづく魅力的な暮らしのある村上市 村上の未来を支える若者が住み続けたいような都市の魅力をつくる
高齢安心	重点目標2. 高齢者が安心して生き生きと暮らせる村上市 街でも集落でも高齢者が安心して暮らし続けられる都市をつくる
交流拡大	重点目標3. 多様な交流による地域や人とのつながりを活かす村上市 村上の地域資源を活かし、多くの人が訪れ、交流のある都市をつくる
住み心地	重点目標4. 歴史文化が薫る豊かな自然に満ちた快適な村上市 城下町などの歴史文化と豊かな自然環境を活用した心地よい生活空間をつくる
安全豊か	重点目標5. 豊かな資源を活用し安全で暮らしやすい村上市 災害には強靱に対応し、地域資源を守り有効に活用した持続性ある都市をつくる
市民協働	重点目標6. 市民と行政が互いに支えあう村上市 市民と行政が互いに理解し支え合い、協働による持続可能な環境をつくる

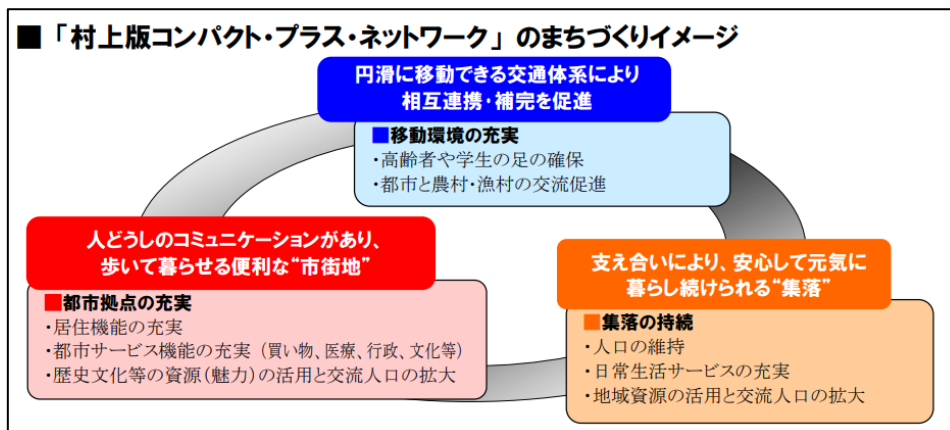


図 都市計画マスタープランにおける都市の将来像

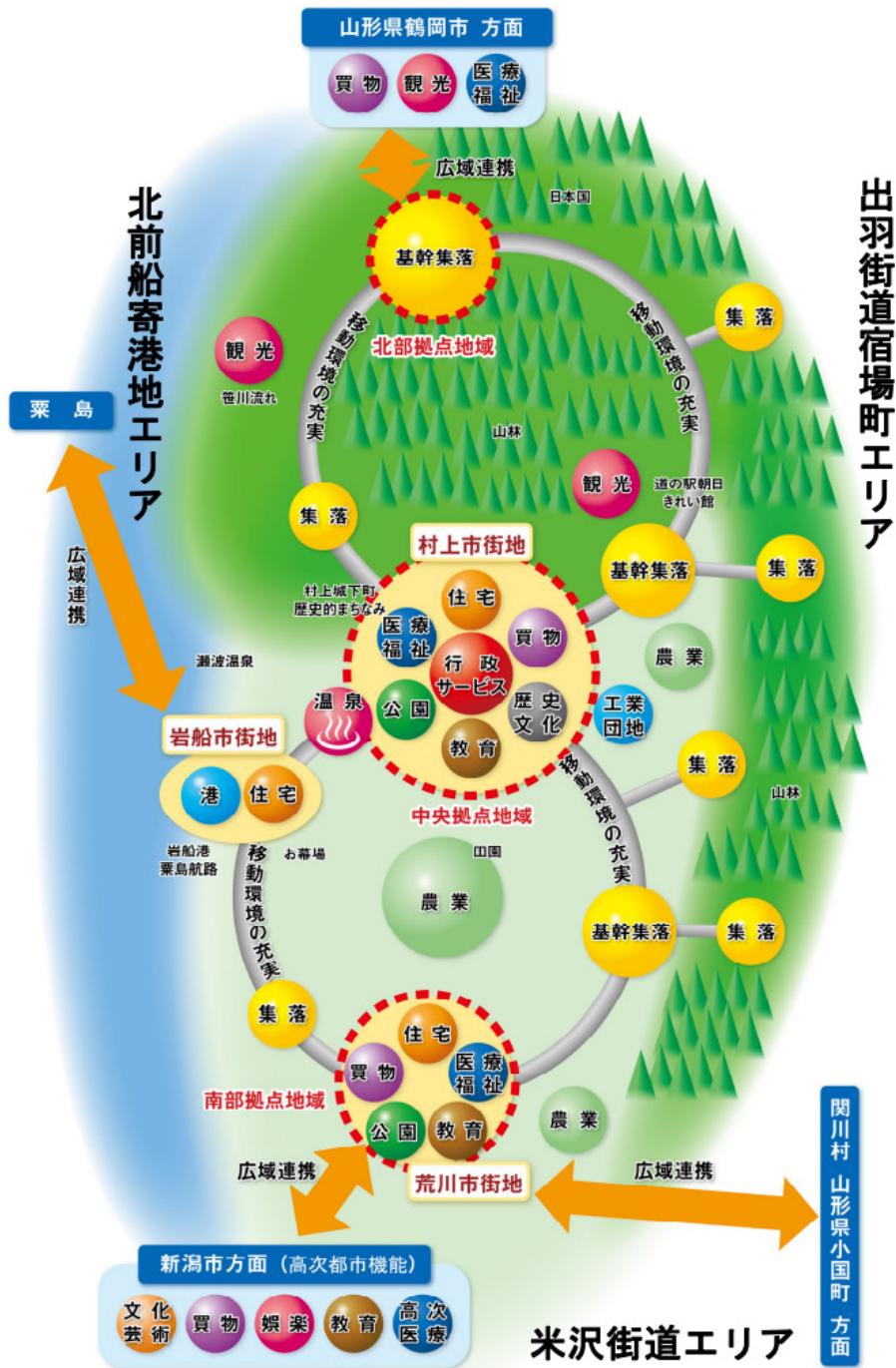


図 都市計画マスタープランにおける都市の将来像（イメージ）

■ 保全すべき都市景観（「歴史と自然景観・環境形成の方針」より）

【歴史ある市街地の景観】

- ・村上市街地旧武家町の歴史的景観
- ・村上市街地旧町人町の面影を残す町並み
- ・村上地域のシンボル臥牛山と山頂からの眺望
- ・石船神社と岩船市街地の景観

【歴史ある集落地の景観】

- ・北前船の寄港地であった海岸部集落の景観
- ・旧出羽街道沿いの宿場町の景観

【温泉地景観】

- ・日本海沿いの瀬波温泉の景観

(3) 村上市景観計画（平成31年4月変更）

村上市景観計画では、景観づくりの目標像を「美しい自然や歴史・伝統と暮らしの誇りをきらりと感じさせるまち」と定めるとともに、「日常の暮らしや営み、祭りや催し、心象風景等も含む幅広いもの」として景観を捉え、相互の連携により、住む人がゆとりや豊かさを感じ、又は、誇りや愛着を持てるような村上らしい景観づくりを目指すとしている。

また、重点地区として旧武家町地区、旧町人町・寺町地区、岩船地区、瀬波地区、海老江地区、塩谷地区、猿沢地区、小俣地区の8地区を位置付けている。

【景観づくりの目標像】

美しい自然や歴史・伝統と暮らしの誇りをきらりと感じさせるまち

【基本理念】

- 私たちは、ブナの森やクマタカが飛ぶ風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、清流と四季折々の草花が織りなす風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、夕日が映えるはまなすの丘や笹川流れの風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、城下町のまち並みや宿場町の風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、地域の生活文化に根差した集落の風景をいつまでも輝かせます。
- 私たちは、歴史と文化が醸し出す風景をいつまでも輝かせます。

【美しい景観づくりの視点】

- (1) 良い景観を守り創り、悪い景観を直し防ぐ
- (2) 村上らしさを磨き、育てる
- (3) 地域に根差した“本物”の景観づくり
- (4) 市民主体の景観づくりと行政の先導的支援

	既存	新規
良い景観	守る	創る
悪い景観	直す	防ぐ

図 村上市景観計画の基本方針（概要）

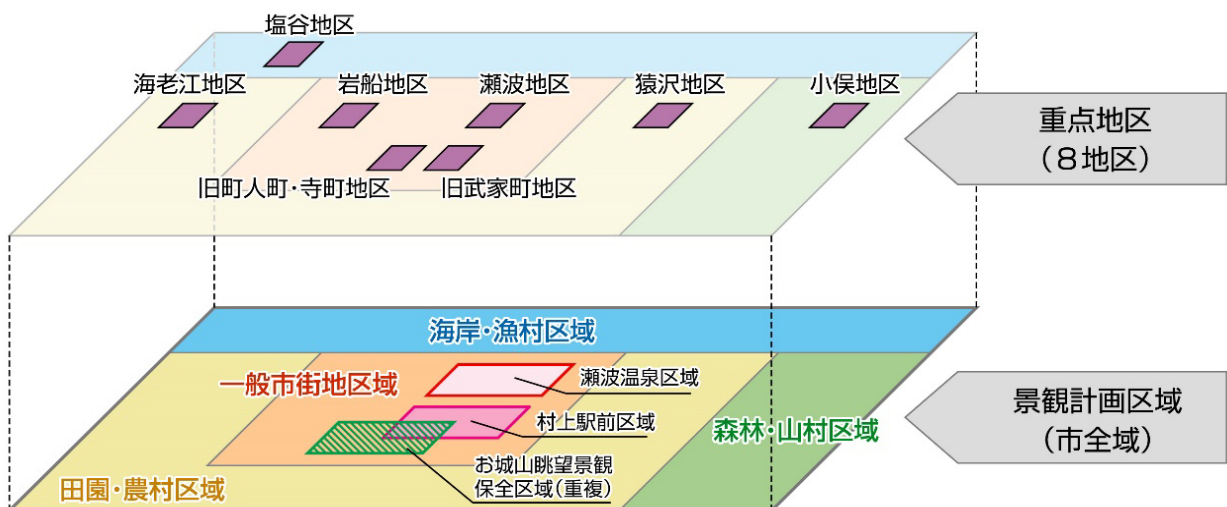


図 村上市景観計画の区域区分

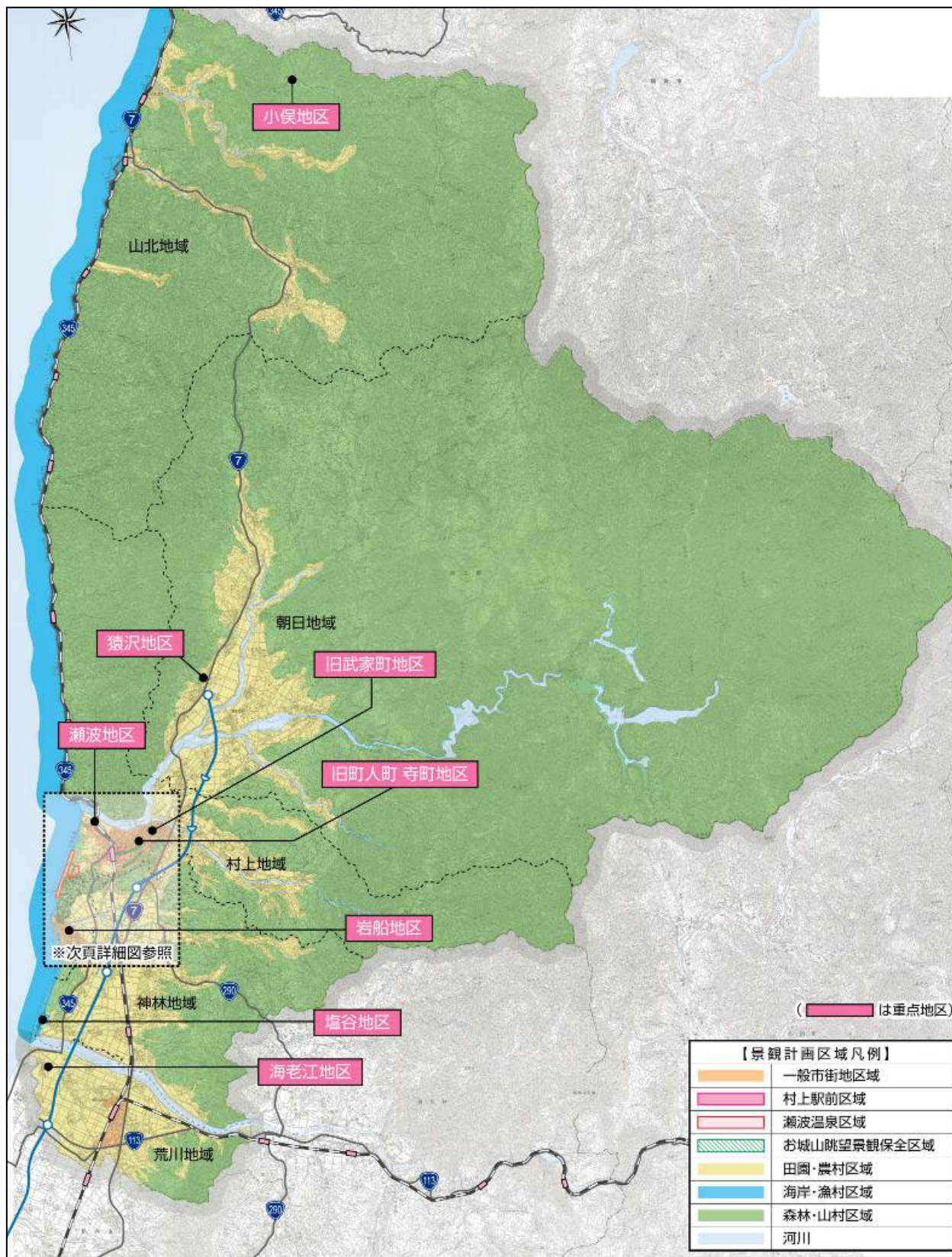


図 景観計画区域図

表 重点地区の概況

地区	概況
旧武家町地区	<ul style="list-style-type: none"> 江戸時代のまち並みを骨格とした歴史的な雰囲気が残る住宅地であり、連続した生垣景観と屋敷構えが特徴 重要文化財若林家住宅の保存修理工事を契機に、住民の間で武家住宅に対する関心が高まり、平成2年(1990)には伝統的建造物群保存対策調査を実施、平成12年(2000)には「村上市歴史的景観保全条例」を制定 
旧町人町・寺町地区	<ul style="list-style-type: none"> 城下町時代の地割や道幅が良好に残り、商人町にあたる大町や小町、様々な職業の人々が居住した庄内町や久保多町等では、通り土間を持つ伝統的な町家様式の建造物が多く現存 寺院が軒を連ねる寺町等では、国の有形文化財に登録されている建造物も複数存在 伝統行事を通じた町内活性化への意欲も高く、「町屋再生プロジェクト」や「黒塀プロジェクト」等の取り組みを実施 
岩船地区	<ul style="list-style-type: none"> 趣のある路地や小路を残す漁師町であり、北前船の寄港地として栄えた石川河口に位置する港町 江戸時代、岩船町は新潟から村上城下に至る街道「浜通り」の宿場として発達し、江戸時代中期以降は廻船業が発達 街道沿道に源内塾をはじめとする歴史的建造物が残るほか、シンボルである石船神社等の多くの歴史的景観資源を有する 
瀬波地区	<ul style="list-style-type: none"> 塩谷及び岩船から村上城下へ北上する浜通りが経由する港町で、街道の宿場町とともに村上城下の物資出入口としても発達 村上周辺の海岸沿いの集落では、切妻造の妻入りの集落が多いのに対し、城下町村上の外港として栄えた瀬波地区では、旧町人町同様に間口が狭く奥行きが深い切妻造平入の町家が軒を連ねている 
海老江地区	<ul style="list-style-type: none"> 北前船により栄えた湊町としての面影を残し、日本海らしい下見板張りの外壁に加え、切妻造の家並みが特徴 江戸中期には2万石の陣屋が置かれ、今でも陣屋小路と呼ばれる道が現存 かつては旧胎内川の本流が海老江地区の西側を流れ、水量豊富な良港として栄えたが、現在は湊としての機能を喪失 
塩谷地区	<ul style="list-style-type: none"> 浜街道の宿場町として、また北前船の寄港地として栄えた湊町であり、今でも多くの町家が現存 江戸時代、塩谷は海老江や桃崎浜とともに荒川三湊と呼ばれ、活発な交易活動の中で醸造業や廻船業、手工業等が繁栄 地域活性化への意欲も高まっており、「塩谷活性化協議会」による町家散策等の様々な取り組みを実施 
猿沢地区	<ul style="list-style-type: none"> 高根川、三面川の水運と出羽街道という交通の要衝に位置し、出羽三山詣で賑わった宿場町 昭和13,14年(1938,1939)の大火の後に再建された切妻造の妻入りのまち並みとともに、オモテミチのほぼ中央に流れる「前の川」は防火や給水のために人の手によって引き入れられたもので、一体的な景観を形成 
小俣地区	<ul style="list-style-type: none"> 出羽街道の宿場町として、出羽三山への参拝者等多くの人々が訪れた地区 戊辰の役で全焼したまち並みは明治初期に復興され、庄屋や旅館屋等の往時の面影が感じられる家々が現存 「日本国」(山の名称)の麓に位置する登山口として、毎年5月5日には山開きイベントを開催 

(4) 村上市文化財保存活用地域計画（令和7年12月策定）

村上市文化財保存活用地域計画は、文化財の指定・未指定、類型に関わらず広く市域全体にわたって本市固有の歴史文化の保存と活用を進め、将来へ引き継いでいくことを目的とし、計画期間は村上市歴史的風致維持向上計画（第2期）の期間と合わせ、令和8年度（2026）から令和17年度（2035）までの10年間としている。

地域に存在する多様な文化財を歴史的な関連性、ストーリーによって結びつけ、一定のまとまりとして捉えた「関連文化財群」を設定し、個々の関連文化財群の課題と今後の方針、実施する事業等を定めている。

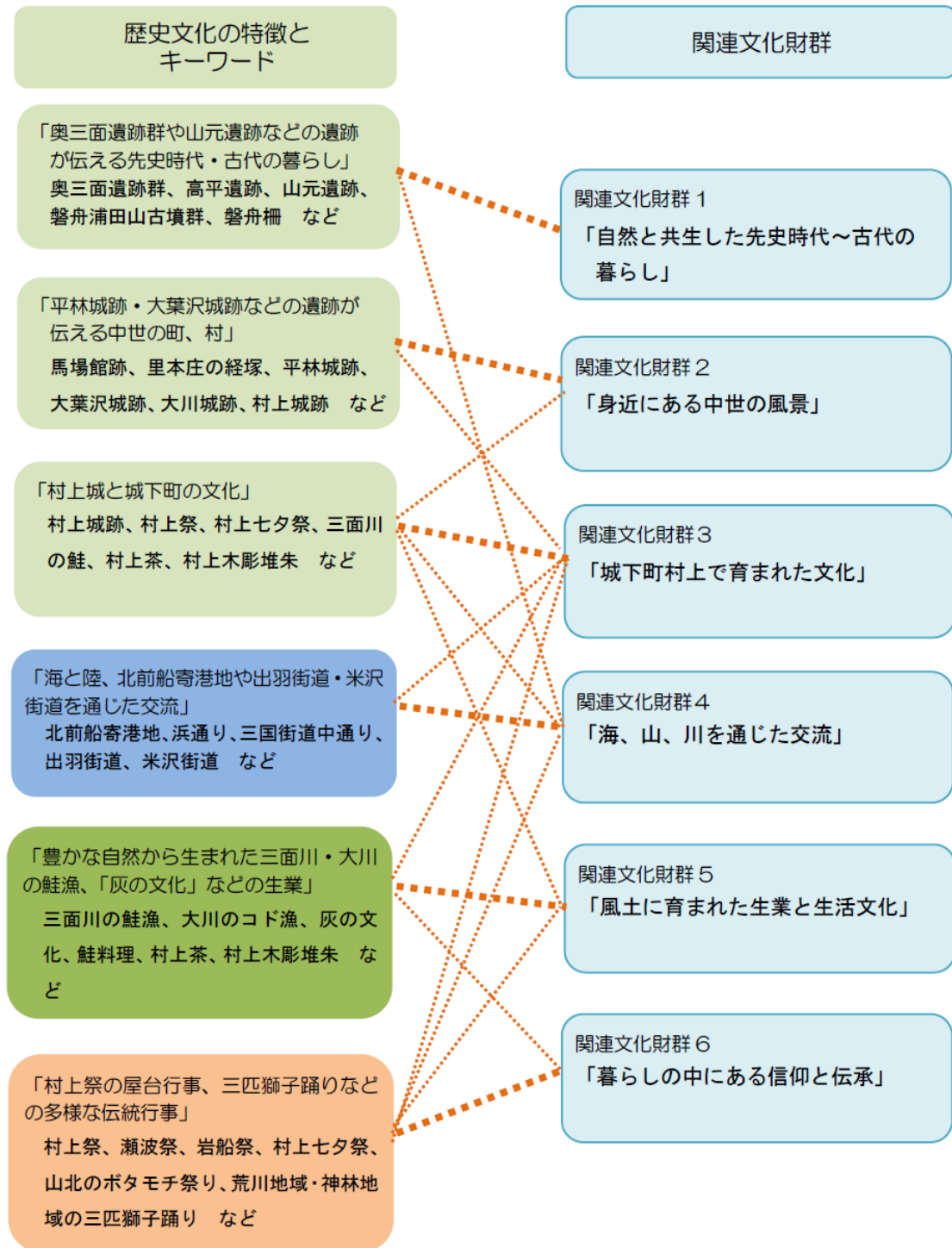
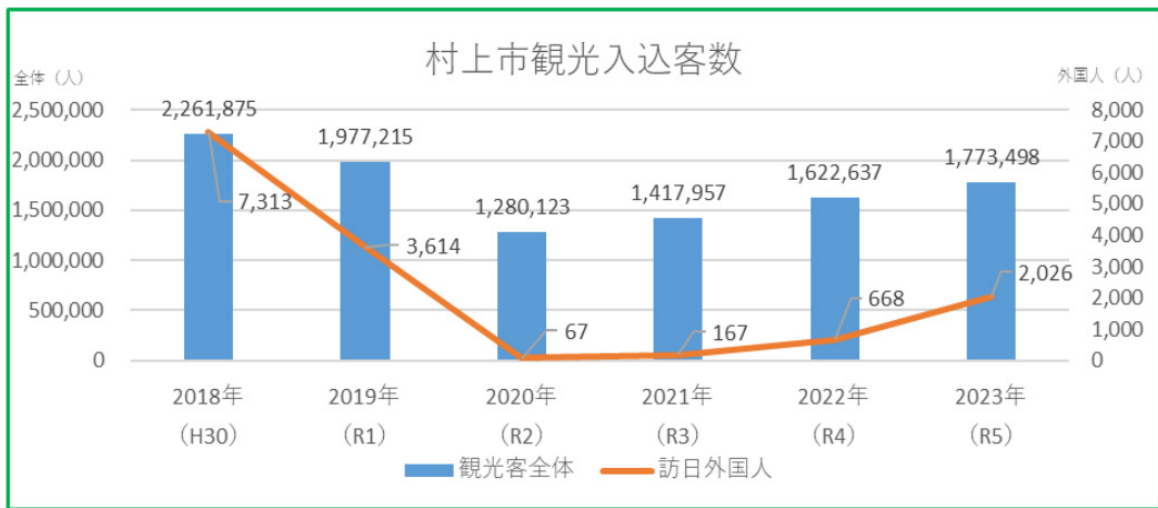


図 歴史文化の特徴と関連文化財群

(5) 第3次村上市観光振興計画（令和7年3月策定）

村上市の観光客数は、新型コロナウイルス感染症の拡大で一旦は落ち込んだものの、令和5年度には約177万人に達し、外国人旅行者数も増加傾向にある。特に歴史文化が色濃く残る町屋や、瀬波温泉や笹川れ等の自然景観は、訪日外国人観光客にも人気がある。

第3次村上市観光振興計画では、「持続可能な観光の推進」「インバウンド誘客と受入体制の強化」「体験型・滞在型観光の推進」の3つを基本方針として掲げ、村上の自然と文化を守りながら、世界に開かれた観光地「MURAKAMI」を目指し、訪日外国人観光客の受入体制整備や体験型観光の推進、文化財・歴史的建造物の保全と活用等の取り組みを位置付けている。



出典：村上市観光入込客数調査より

基本方針 1

持続可能な観光の推進

～自然と文化を守り、未来へつなぐ観光地・MURAKAMI～

基本方針 2

インバウンド誘客と受入体制の強化

～世界に開かれたMURAKAMI、国際交流を深める観光地へ～

基本方針 3

体験型・滞在型観光の推進

～体験と滞在で心に残る旅を、MURAKAMIで～

(6) 史跡村上城跡保存活用計画（令和3年3月策定）

史跡村上城跡保存活用計画は、村上城跡を取り巻く環境の変化、史跡の構成要素の経年劣化、史跡の活用面強化等に対応し、新たな知見の蓄積を反映させるため、今後の「保存管理」「活用」「整備」の基本方針を定める計画である。

なお、計画期間は令和2年（2021）から令和16年（2034）とし、大綱では村上城跡の本質的価値を構成する諸要素の保存のほか、史跡と城下一体型の活用や観光施設等とも関連させた観光資源としての活用等が定められている。

- 【大綱】**
- ・本質的価値を構成する諸要素の保存と次代への確実な継承
 - ・本質的価値に準じる諸要素や恵まれた自然環境等の保存と適正化
 - ・現状変更等の取扱い方針の明確化と適切な運用
 - ・史跡の日常的な維持管理と定期的なモニタリングの継続
 - ・史跡及びその周辺における調査・研究の継続
 - ・史跡未指定地の本質的価値の構成要素の保護
 - ・史跡と城下一体型の活用
 - ・観光施設、イベント等とも関連させた観光資源としての活用
 - ・関連遺跡を中心とした広域ネットワークの構築
 - ・学校教育、生涯学習等を通じての地域の拠点としての活用
 - ・本質的価値等の保存、防災、来訪者の安全のための整備の実施
 - ・史跡に関する情報の発信、来訪者の利便性向上等活用のための整備の実施
 - ・史跡の保存管理、活用、整備の有効実施のための体制の確保、庁内外組織との連携強化

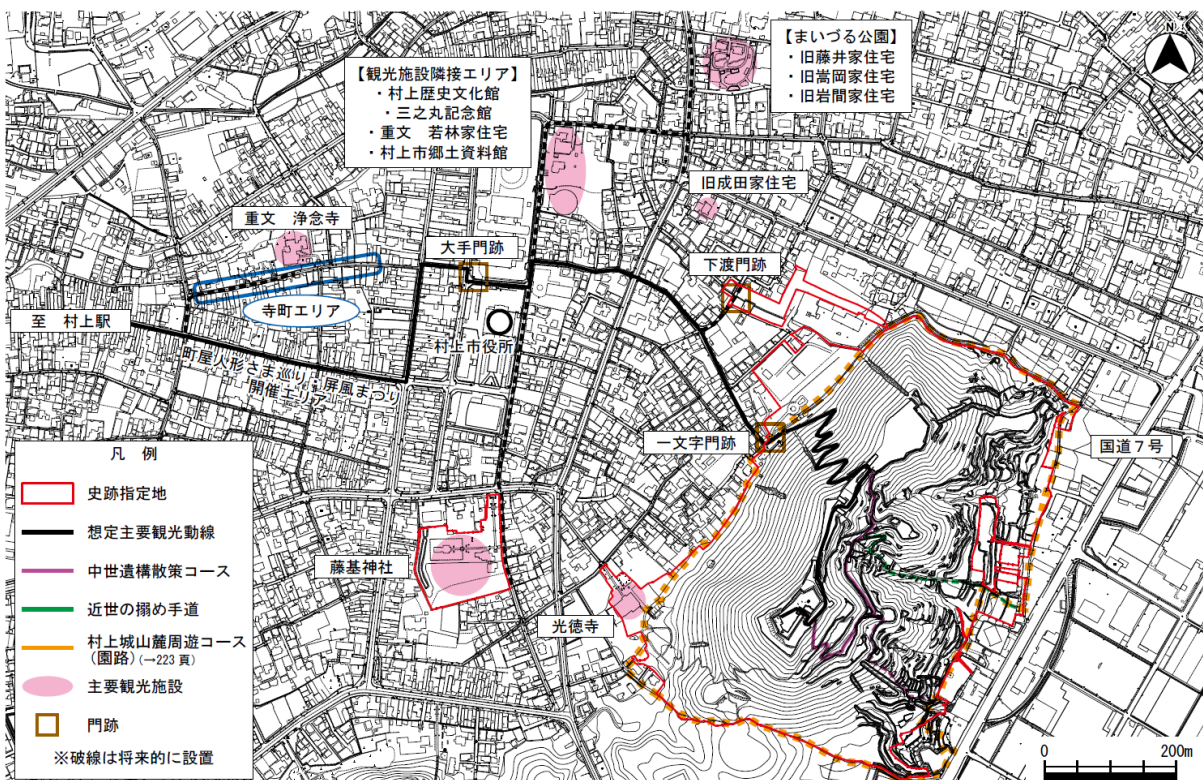


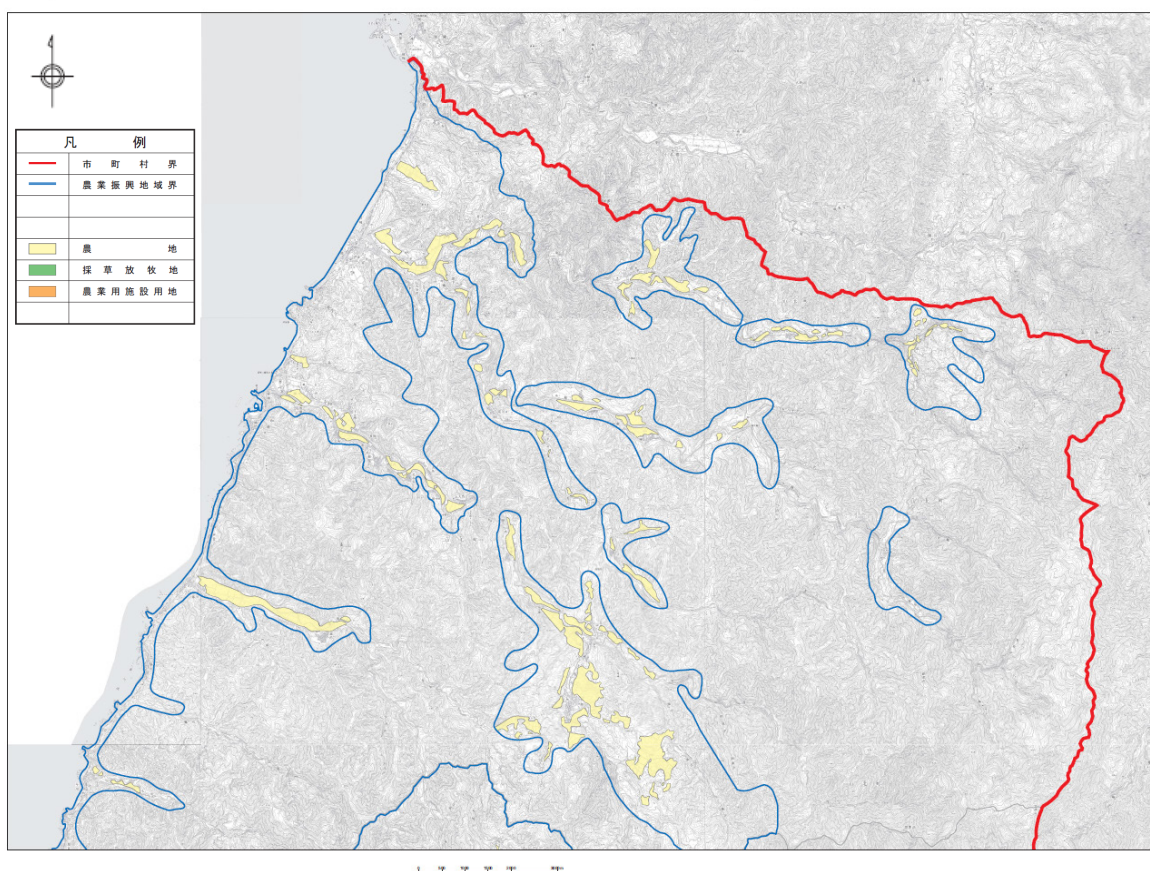
図 整備計画図

(8) 村上農業振興地域整備計画（平成23年9月策定）

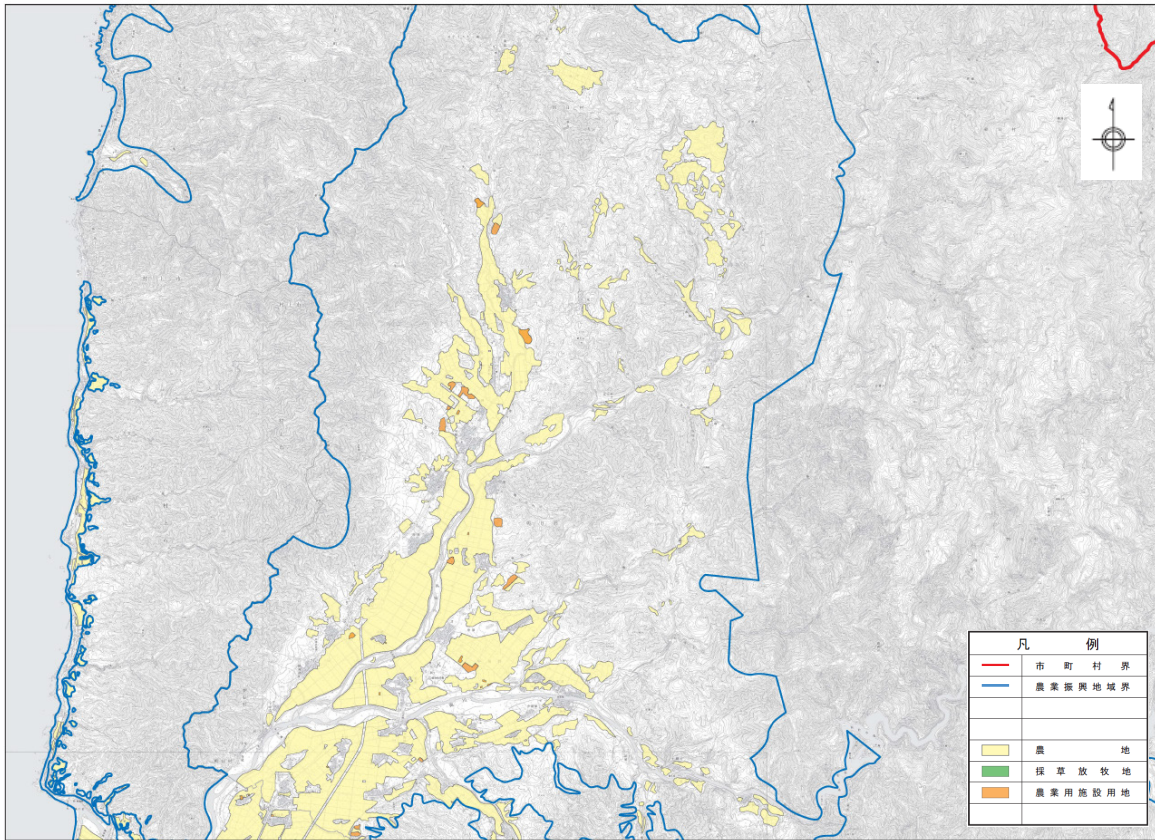
本市では、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与するため、新潟県が農業振興地域を指定し、平成23年（2011）に「村上農業振興地域整備計画」を策定した。

今後の農業振興地域の土地利用について、集落等の関係機関と協議をしながら、近代的で効率的な農地を整備するとともに、無秩序な農振除外や農地転用を防止し、優良農地の確保に努めることとしている。

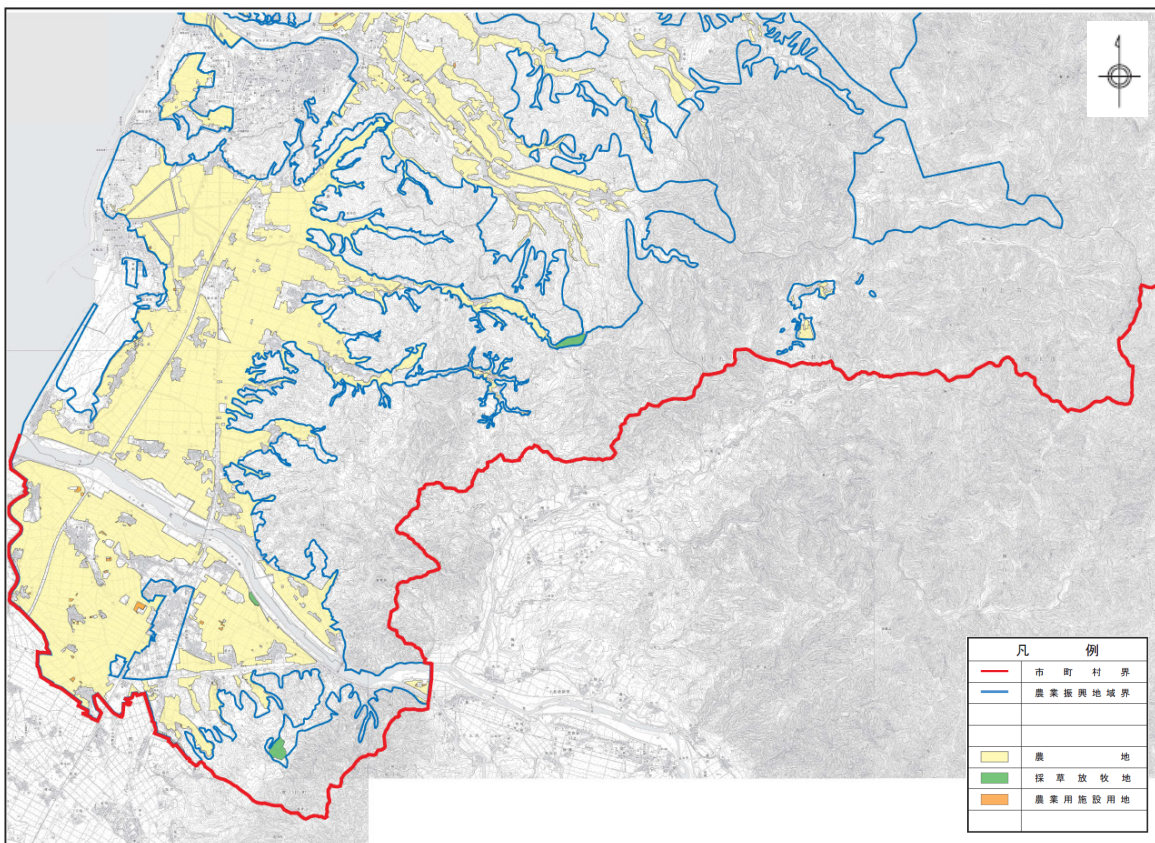
村上市土地利用計画図（付図1）（その1）



村上市土地利用計画図（付図1）（その2）

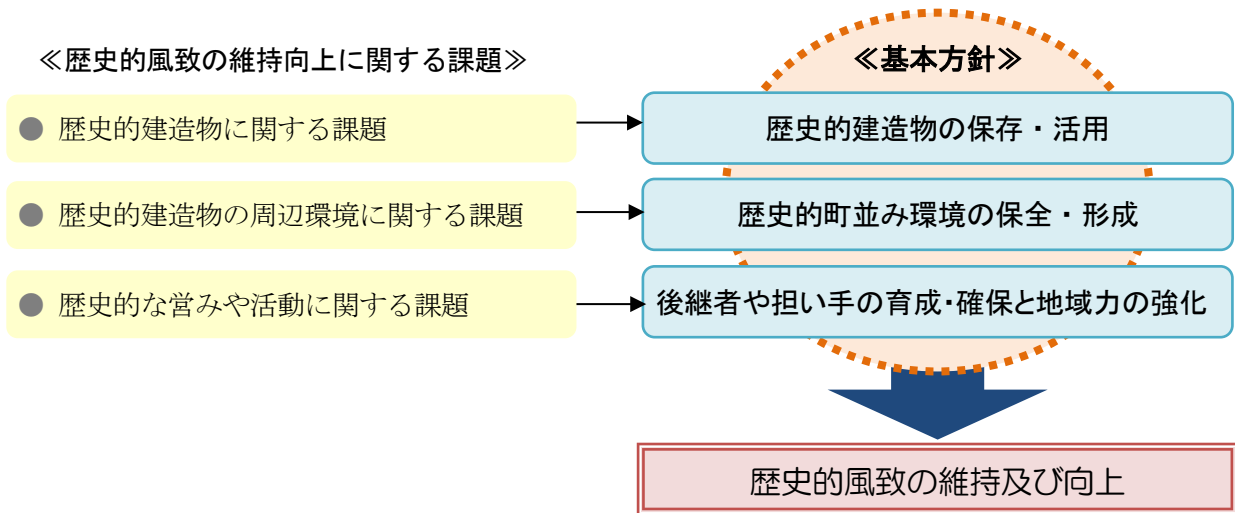


村上市土地利用計画図（付図1）（その3）



第3節 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

歴史的風致の維持及び向上に関する課題や上位計画である村上市総合計画、関連計画である村上市景観計画、村上市都市計画マスタープラン等の方針を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上の基本方針を下記のとおり定める。



(1) 歴史的建造物の保存・活用

現在、指定や登録等の文化財として位置付けられている歴史的建造物については、文化財保護法等に基づく適切な保護措置が講じられている。引き続き所有者や管理者等と連携し、適切な維持管理や修理等を行い歴史的建造物の保存に努める。

一方、未指定の歴史的建造物については、その分布状況や建造物の状態、価値等の実態を把握するための調査等を行い、必要に応じてそれらの保存や活用を行う。

第1期計画で歴史的風致形成建造物に指定した建造物は引き続き指定を行い、そのほかの重要な建造物については、所有者との協議の上、文化財や歴史的風致形成建造物として指定し、滅失防止や修理等に対する支援を行い、その保存に努める。

この他の歴史的建造物についても、適切な保護がなされるように、所有者に対して支援制度等の周知を図り、所有者や管理者の負担軽減に努める。

また、旧村上市城下の村上地域村上地区において、歴史的風致を残している地区では、伝統的建造物群保存地区制度の活用を検討も含めて、継続的な調査の実施に努める。

加えて、旧村上市城下の町人町内等、木造建築物が連坦、密集しているエリアにおいては、歴史的建造物に防火対策を施した工法等の導入検討や、地区の防災力向上の取り組み等、ハード・ソフト両面からの防火対策の実施に努める。

また、これらの建造物の空き家化や空地化による町並みの喪失等を防止するため、歴史的建造物の空き家の物件情報に関する積極的な情報発信や、空き家の活用希望者と所有者のマッチング等の支援に努める。

このほか、来訪者に向けた文化財の展示や情報発信、催事に合わせた建造物の一般公開等、積極的な活用を図る。

(2) 歴史的町並み環境の保全・形成

第1期計画では重点区域である旧村上城下の武家町や町人町、寺町において、支援制度の拡充を図り、歴史的建造物の保存や修理と併せた建築物の修景整備に取り組んでおり、引き続きこれらの取り組みにより積極的な歴史的町並み景観の保全形成に努める。

このほか、景観計画の重点地区では、歴史的町並みの保全形成を目的とした建築物等の景観誘導や修景に対する支援を行っており、引き続き景観計画や支援制度の周知を図り、歴史的建造物と一体となった歴史的町並みの保全形成に努める。

これらの建築物を中心とした景観誘導と併せて、町並み景観を損なっている電線類の地中化や道路の美装化等、公共施設の修景や防災性の向上に資する整備を図り、一体的な町並み景観の創出や、狭隘な道路での災害時の危険性への対応に努める。

加えて、歴史的風致に関連する案内板や休憩施設、各種マップ等を活用し、まちなかを周遊できるルート設定や仕掛けづくり等、まちなかの回遊性向上を図り、快適な市街地環境の創出に努めるほか、「むらかみ町屋再生プロジェクト」や「町屋の人形さま巡り」等、歴史的風致を活かした市民活動との連携を図り、観光交流の促進に努める。

また、まちなかを含めた市全体の歴史的風致について、各地域に点在する歴史的風致をつなぎ、回遊性を向上させる仕掛けの構築に努める。

(3) 後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化

地域固有の伝統的な民俗芸能や伝統行事については、将来にわたって確実に継承していくために、地域や学校、関係団体等と連携しながら、活動や教育等を通じて、若い世代への普及啓発を図る。加えて、活動内容や変遷等については記録や保存等を行い、後世に渡って受け継がれていくように努める。

人口減少社会においても後継者や担い手を育成し、確保していくため、活動を披露する場の拡大や多世代、他地域との交流の拡大等、活動等を広く周知し普及啓発や連携拡大につながるような、各風致に関係する活動に対し支援を行う。

また、地域住民や活動団体等の機運醸成を図るため、広報等を通じた情報発信やPRを行い、市民や来訪者等のより多くの人々への周知を図り、認知度を高めていけるように努める。

伝統工芸や伝統産業については、担い手の育成や確保に向けて、技術の伝承や職人の養成のための機会や場の提供等の支援に努める。また、若い世代の就業のきっかけづくりとして、広報や催事等を通じた情報発信や新たな需要の開拓に努める。そのほか、新型コロナウイルスによる観光客の減少等の影響により、歴史的風致を形成している産業が疲弊している状況を受け、産業を支援する補助金制度等の事業化についても検討を進める。

第4節 歴史的風致維持向上計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画の推進を図り、歴史的風致の維持及び向上に取り組むためには、文化財等の所有者や管理者、地域住民として市民等との協力、連携が不可欠であり、行政を含めた推進体制の構築が重要である。

市内体制としては、都市計画課と生涯学習課を事務局とし、関係各課で組織する「政策調整会議」において連絡、調整を行う。また、国や県の関係機関と協議、相談を行うとともに、適切な支援を得られるように努める。

また、法第11条の規定に基づく「村上市歴史的風致維持向上協議会」は、事務局と連携し、計画の実施に関する連絡や調整を行うとともに、計画の進捗管理や変更協議等の役割を担うこととする。なお、必要に応じて村上市文化財保護審議会や村上市景観審議会等に計画の実施状況を報告し、意見を求める。

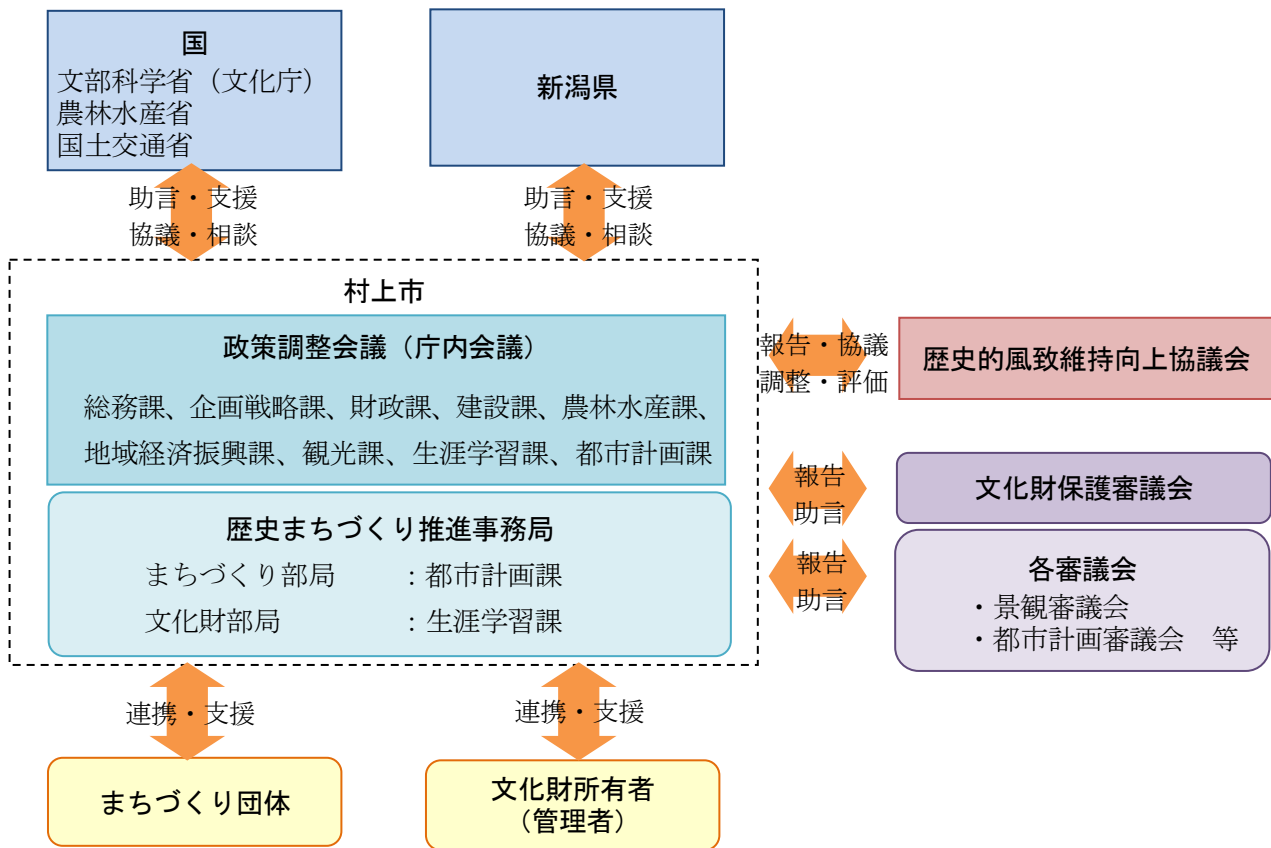


図 推進体制

(2) 役割

●文化財の所有者・管理者等

文化財の所有者や管理者等は、自らが所有または管理する文化財等が当市固有の歴史的風致を構成する重要な要素であり、地域に与える影響が大きいことを十分に認識し、その適切な保存や管理に努めるとともに、積極的な公開や活用等により、歴史的風致の維持及び向上に努めることとする。

●市民・事業者等

市民や事業者等は、村上市の歴史的風致について関心を持ち、理解するように努めるとともに、建築や開発、屋外広告物や自動販売機の設置等の行為を行う際には、歴史的風致を損なうことがないように十分に配慮する。さらに、景観法や屋外広告物法等の関連する法制度の理解を深め、遵守するように努める。

また、本計画の実現に向けて、歴史的建造物の保存活用や伝統行事の継承等の歴史的風致の維持及び向上のための取り組みに積極的に参加し、協力するよう努めることとする。

●行政

行政は、歴史的風致の維持及び向上を図るため、これを構成する歴史的建造物や周辺環境整備を推進するとともに、実施主体である文化財の所有者や管理者、事業者等に対して適切な支援を行うこととする。

また、歴史的風致を構成する伝統行事や伝統工芸等については、保存や継承のための取り組み等について周知啓発を図り、市民の参加や協力を促進するとともに、適切な支援を行うこととする。

